

次に、金子勝治君の質問を行います。金子勝治君の登壇を願います。

( 7 番 金子勝治君登壇 )

- 7 番 (金子勝治君) 議長から登壇の許可をいただきましたので、さきに通告をいたしました地域防災計画についてお伺いいたします。

今年の1月17日は、阪神・淡路大震災から満6年となる日でありました。あの時は防災ボランティアの方々の大きな支援と、被災された方々も「負けたらあかん」という関西魂の頑張りによって復興への歩みも順調に進んでいるようであります。この大地震によって地域防災計画も全国的に大幅に見直されたわけでありますが、一方では防災意識が薄れ初めている。3人に1人が大地震への備えがないという元総理府のアンケートに答えた数字が発表されているわけであります。

藤岡市におきましても、過去にあった災害は主に風水害でありましたけれども、大地震も一度藤岡市を襲ったわけであります。それは昭和6年9月21日午前11時20分ごろと記録されておりますが、埼玉県比企郡小川町仙元山付近を震源とするマグニチュード7.0というものでありました。ちなみに今年の2月28日にアメリカ西海岸シアトル周辺で発生したあの地震がマグニチュード6.8でありましたけれども、これにはワシントン州が非常事態宣言を出したほどのものでありましたので、当時この藤岡あたりが7.0というマグニチュードを記録した地震となると、相当なものであったわけであります。これが有名な昭和6年の西埼玉地震と言われているものでありますけれども、群馬県では当時の藤岡町が最大の被害を受けたということが記録されております。例えばマルヨとか、あるいは十一屋では、30メートル級のあの大きな煙突が倒壊した。そして、その煙突が倒壊したために死者1名、負傷者も1名出ている。こういう事件があったわけであります。そのほかにも当時の藤岡高等女学校では屋根瓦が落ちたり、壁が崩れたり、あるいは瓦工場も全壊したようなところもあった。そのような記録の中で、高崎市・渋川市・玉村町などで当時の震度計で震度6と記録されております。前橋市などが震度5というものであります。あれ以来、今年の9月21日が来ますと、この西埼玉地震から満70周年となるわけであります。関東や東海の大震災というのは69周年説という説を発表されている学者もおりますけれども、その他藤岡市では平井活断層がありまして、これが1万年当たり0.1メートルの変異速度がある、このようなことも発表されているわけであります。このようなわけで、地震に対する備えを進める必要があるのではないかと、こういうふうに深く思えるわけであります。

また、これに符節を合わせるように去る2月22日、23日の2日間には、群馬県下の全消防本部が参加して、緊急消防援助隊の合同訓練が立石の烏川スポーツ広場において開催されております。大災害が発生した場合の最初の救助、救出、救護に当たる方々は、隣

近所でお互いに事情をよく知っている人たちが、あの家にはお年寄りがいるはずだとか、この家には子供が何人いるわけだ、このようによく知っているからこそ、見当たらなければすぐに大声で名前を呼んだり、あるいは崩れた家の中から助け出す作業を始められるわけであります。こういうわけで、地域防災計画の第2章、第10節には市民や事業所による防災活動推進計画がありまして、この中には町内会や学校区単位に、自分たちの町は自分たちで守るとの住民連帯意識に基づいて、結成される自主防災組織によって、共同して実施することが効果的であるというふううたわれているのでありますが、これらの自主防災組織の方々に、大災害に対する初期活動である救助、救出、応急救護、あるいは避難誘導、その他のことに当たる役員方のために必要な資機材には、どの程度のものが用意されているのか、あるいはそれらに対する資機材を準備するための年次計画は、どのように推進をされているのかをまずお伺いするものであります。そして、この藤岡市の防災に対する機運の盛り上がりからか、防災総合訓練への計画があるように、漏れ聞いておりますけれども、この計画がありますならば、例えば災害予防、あるいは災害応援対策、そして災害復旧計画などについて、どのような訓練内容の計画があるのかお聞かせいただきたいものであります。

そして、それらの防災拠点に施設があるわけでありましてけれども、防災拠点施設のあるところには、例えば藤岡消防署についてでありますけれども、これは当市としては一番大きな防災拠点でありますけれども、このことについて近頃は、新聞の折り込み、あるいはメールなどによって、市の行政や議会のことが広報されておりますけれども、消防署の移転計画が進行中であり、予算規模は数十億円であるというような記述が見られるのでありますけれども、防災の中心施設をどのような所へどのような規模や装備、設備をして移転されるのか、お伺いしたいものであります。

そして、現在の訓練場では、消防団の方々のポンプ操法訓練にも不便を来すほどの狭い所でありましてけれども、あれ以上に広い訓練場を持つ消防署の全施設が、いつごろ建設されるのかをお伺いいたしまして、質問を終わります。

議長（中村菊雄君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 金子議員の一般質問についてお答えを申し上げます。

初めに、自主防災組織の件ですが、平成10年に藤岡市の町内会に自主防災組織が発足し、現在、組織率は96%になっております。ご質問にありました自主防災組織の災害に対する応急活動である情報の収集、伝達、応急救護、避難誘導等に当たる方に対して、必要な資機材の件でございますが、各自主防災組織の世帯数等によりまして異なりますが、ハンドメガホンが1、ヘルメットが15から30、防災用腕章が15から30を貸与して

おります。また、平成11年にコミュニティー助成金で資機材整備を行い、大戸町自主防災組織には、防災用品資機材倉庫・粉末消火器・テント・発電器・投光器・スコップ・防水シートなどを、また、温井の自主防災組織には、小型動力ポンプ・ホース・ゴム長靴・ヘルメットなどが装備されております。今後の計画といたしましては、自主防災組織の訓練用資機材を中心に装備し、自主防災組織に対し、関係機関と協力し、初期消火訓練、避難誘導、応急救護、普通救命講習を中心とした訓練を行い、地域住民の災害に対する啓蒙活動を中心に実施する必要があると考えております。

次に、藤岡市防災訓練の計画の件でございますが、藤岡市防災訓練を平成13年5月30日に神流川河川敷におきまして実施する予定で事務を進めております。訓練内容としましては、職員の緊急招集訓練、風水害訓練、水難救助水防訓練、避難所開設及び避難誘導訓練、自主防災組織及び各種団体による初期消火訓練、倒壊建物救助救出訓練、市街地火災消火訓練、林野火災訓練、倒壊建物及び道路復旧訓練、ライフライン復旧訓練、及び炊き出し訓練などの訓練を行う予定であります。

次に、防災拠点施設の消防署の移転計画の話でございますが、これは、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の事務ということでございますが、その計画である第四次広域10カ年計画にも現在移転計画は盛り込まれておりません。また、藤岡市におきましても、移転の計画という話は、一切聞いておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 金子勝治君。

7 番（金子勝治君） 2回目の質問になりますので、自席から行わせていただきます。

防災総合訓練が行われるということについて、お伺いしたわけでありますけれども、訓練というものは、時間をかけてじっくり協議をしたり準備をし、それから取りかかっていく、そして、リハーサルを行ったりして、資機材や装備も足りないものは、これを例えば借りてくるとかして整えたり、隊員も不足していれば特別に招集をしたりして、体制を整えるわけでありまして、それから本番を迎えるわけでありますから、100%に近い達成率というようなことになるわけでありますけれども、実際に災害が発生した場合に、どの程度の防災能力を発揮することができるのか、いわゆるこれが危機管理意識でありますけれども、この危機管理意識が最大の問題であると思います。地域防災計画の第3章第2節によりますと、市職員の動員計画が定められております。この動員の方法については、通常の通勤手段のほか、徒歩・自転車・オートバイなどの活用に配慮することというふうに説明されておりますけれども、動員訓練は、通常の通勤手段以外の方法によって、例えば高崎市のように徒歩を中心にした動員訓練をする。このようなことが一つの危機管理意識を高めていくためのあらわれではないかと思っておりますけれども、このような動員訓練となる

のかどうかをお伺いしたいと思います。

そして、第2段階となりますと、市民の自主防災組織、あるいは企業・団体による自衛防災組織、こういうものがありますけれども、こういう方々も当然それに応じて避難訓練、あるいは救助救出訓練、その他を実施することになると思いますけれども、大災害のときにおける自分たちの命は自分たちで守る、そして安全、安心への自助努力をお考えいただくような機会を設定されてはいかがかとご提案するわけであります。そして市民や企業・団体などで救助、救出された傷病者を自らの努力によって、例えば藤岡総合病院まで搬送していく、こういうふうになりますと、これと並行して藤岡総合病院としても、医師や看護婦などの動員訓練を当然計画し、そして立体的な訓練にしていかなければならないと思うわけであります。そうすると、その次には、群馬県の防災航空隊によって、日野・高山などの山間地での傷病者を搬送するというような訓練にまで話が拡大していくわけでありますけれども、このような現実味のある訓練を計画することに、ぜひ、関心を払っていただきたいと思っておりますけれども、この点についても、お伺いいたします。

それから、この藤岡総合病院の医師・看護婦の動員ということになりますと、その次の問題は、この大地震などが発生した場合に、当然、大きな災害が発生するわけでありますけれども、この藤岡総合病院における入院患者、あるいは外来患者を、当然、病院外へ一時避難をさせなければならないわけであります。そのような藤岡総合病院としての避難の計画というのは、どのように策定されているのかをお伺いしたいと思います。

そして、さらにこの避難をした患者さん方は、また次の病院へ、当然、搬送していった治療を受けなければならないと思うわけでありますけれども、このような立体的な訓練というものは、どのように計画されているのかをお伺いしたいと思います。それと言うのも、かつて私が在職中に東京都内で特別養護老人ホームが夜間において火災を起こし、そして大勢の死傷者を出した。私が視察をしたときには、そのベッドに、その亡くなった方の焼けた姿がそのまま布団の上に焼けこげていたわけでありますけれども、このような夜間の救助、救出という非常に困難なところを見せつけられたわけでありますけれども、あの悲惨な姿が二度と起こらないためにも、藤岡総合病院の危機管理意識がどのようになっているか、これもぜひお伺いしたいわけであります。

そして、さらにもう一つ、この藤岡総合病院自体が倒壊するような大きな災害が発生するようなことがあった場合に、建物内には、当然、行方不明者がいるわけでありまして、それらを捜索する必要があるわけでありますが、そのような場合の例えば赤外線探知器、こういうものも必要になると思います。それから、この患者さん方を一時的に収容するためのエアテント、こういうものも必要だと思われまして。このような準備、それから資機材の用意、こういうものがどの程度進められているのかを質問いたしまして、2回目の質問

といたします。

議長（中村菊雄君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

初めに、動員招集訓練の件でございますけれども、5月の防災訓練の際には、職員の緊急登庁訓練を実施する予定でありまして、普段の通勤手段とは別の方法で実施したいというふうに、現在考えております。

次に、自主防災の件でございますけれども、ご指摘のとおりだと思います。防災訓練の中でも消防署、それから自主防災組織・医師会・救急病院協議会等との連携を保ちながら、訓練を実施する計画で、現在、事務を進めております。また、群馬県防災航空隊等の山間地における傷病者の搬送訓練でございますけれども、3年前に藤岡市役所の屋上からの救助訓練を行いましたけれども、5月の防災訓練の際にも群馬県防災航空隊の救助、救出訓練を計画していきたいというふうに考えております。

次に、藤岡総合病院の訓練の件でございますが、総合病院の方の消防計画によりますと、年に1、2回消防署と合同の避難訓練を実施しているというふうに聞いております。しかしながら、今、ご指摘のとおりそれで十分というわけにはいかないかと思っております。自主防災という観点から、病院の方へ議員からのご指摘の点につきましては、お伝えをさせていただきたいと思っております。また、総合病院が倒壊するような大災害が発生した場合の赤外線探知器の問題でございますが、当市及び消防署には現在、そういった施設はございません。群馬県消防応援協定に基づきまして、応援要請をいたしまして対応するということになっております。そういうことで2回目の答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 金子勝治君。

7 番（金子勝治君） 3回目の質問になるわけでありまして、藤岡総合病院の関係につきましては、所管が違うということのようでありまして、いわゆる災害については、災害弱者、あるいは帰宅困難者という言葉が既に市民権を得ているわけでありまして。この災害弱者の主な方々と言え、まず、児童・生徒が上げられるわけでありまして、例えば授業中にこの大きな地震が来て、学校がもう授業を続けるわけにはいかない、そのためにももちろん下校をさせる、こういうふうになると思うわけでありまして、学校としては、まず安全避難をさせ、人員点呼をする、これは当然のことでありまして、その後、保護者への引き渡しの方法というものは、どのように計画をされているのかが大きな問題なのであります。例えばほかの例ですけれども、集団下校をさせたところまでは、これは当然のことなのでありますけれども、子供たちは各家に帰っていく、ところが家が倒壊している、しかも家族はいない、そのためにこの低年齢の子供が精神的にも不安定になって、そして母親が勤めている場所もはっきりわからないのに、その母親の所に行くために、歩

き出してしまって、何時間か所在がわからなくなってしまった、このような事例があります。こういう問題については、学校側と父兄側とで、当然、真剣な協議をしなければならぬ問題だと思えますけれども、このようなことについての計画、あるいは訓練、こういうことについては、この学校の危機管理意識として、どのように考えられているのかをお伺いしたいと思います。

それから、その次は、帰宅困難者でありますけれども、これは主に企業・団体に勤められる方々になると思えますけれども、これらについては、各自衛防災組織がそういう人たちについては、各企業・団体に避難所を開設したり、あるいは救助、救出をしたり、傷病者に対する病院などへの搬送体制、あるいは被害状況の連絡、報告、あるいはそれから防災ボランティアグループの編成、活動、こういうようなものが各自衛防災組織によって考えられるわけでありまして、この点についての条項が、地域防災計画の中には定められていないわけでありまして、この点については、いわゆる自衛防災組織に対する指導は、どのようになされているのかを、まずお伺いしたいと思います。

それから、これから約2カ月間は、林野火災が非常に多発する全国的に危険な時期になってくるわけでありまして、それと並行して、河川敷でも一挙に1万平方メートルとか2万平方メートルという野火が発生する時期でもあります。これらに対する消火用具と言いますと、消防団の器具置き場を見させていただいても、ジェット・シューター、あるいはスコップに唐鍬程度の資機材しかないのが現状のようであります。消防ポンプ自動車はあっても、林野火災になりますと、消火栓や防火貯水槽からは何百メートルも離れているような所になってしまう。しかも、山の傾斜は以外にきついものでありまして、下から県道にある、あるいは市道にある消火栓とか、防火貯水槽から消防ポンプ自動車まで水圧を上げて送ってみても、高圧ホースでないとホースが破裂してしまう、このようなわけでありまして、消防職団員は、林野火災という、あの約20キロもある思いジェット・シューターを背負って何十人かでその林野火災現場まで徒歩で行くことが多いわけでありまして、これは毎年、毎年、発生する林野火災で、毎年、毎年、消防職団員が苦闘を強いられているのが現状であります。この地域防災計画の中で、林野火災に使うための消火資機材、あるいは訓練計画というものは、これもあまり具体性がないという感じを受けます。山の中とか、あるいは広い河川敷での野火火災には、消防自動車以外に、小型の消防ポンプがいわゆる可搬動力ポンプという表現をすることがよくありますけれども、そういうものも必要でありますし、それから、当然、ホースも10本、20本というふうに必要なようになってくるわけでありまして、こういうところに、こういう資機材を搬送するには、例えばパワーキャリアなどという、こういう道具があるのです。こういう小型のポンプとかホースをいっぱい乗せて現場まで人間の力ではなくて、動力によって搬送して、今、

高齢化してきている消防職団員に対する援助用の資機材といいますが、このパワーキャリアというものが2台もあると消防職団員約15人分ぐらいの仕事をしてくれるような資材でありますけれども、20キロぐらいの重さのジェット・シューターを背負って、山道を登って火災現場まで行く消防職団員500人分の水が、大型水槽車が1台あると、これで足りてしまう。ぜひ、こういうことで、消防職団員のためにも、このような資機材が幾らもあるわけですので、こういう点についてもお考えをいただきたいと思うわけであります。

そのほかに、林野火災というのは、意外に車両火災から林野火災に移っていくということが、この春先はあるわけであります。いわゆる行楽客が林道を登って行って、登り詰めるところまで車で登って行って、帰りにこの傾斜がきついたためにフットブレーキを踏み続けて、いわゆるその加熱等によって火災を起こした、あるいはバーベキューの火が車に移ってしまったとか、こうやって自動車火災にもなっていくような面が非常に多いわけでありますけれども、これについてもインパクトといういわゆる一瞬にして車両火災を消火してしまうような資材もあるわけです。こういうようなものが、ぜひ備えられれば、消防職団員の大変なご苦労が軽減される、こういうことを私は強く感じるわけであります。この車両火災というのは、手間をかけて消すということは、非常に危険なわけでありまして、例えば中に閉じこめられて出られない人がいる。こういう場合に、まず火が消せないことには、救助、救出ができない。これが一瞬にして消火できるようなインパクトという資材があれば、消火と救助が並行してできる。大切な大切な人命を救うことができる。こういうメリットがあるわけであります。

いろいろとお願いすることが多いわけでありますけれども、その次には、この林野火災もこのあたりでは万場でも何年か前にありましたけれども、2日間で鎮圧ができました。しかしながら、これが何日もかかるような林野火災になりますと、当然、この消防職団員が休憩する場所、あるいはトイレ・飲料水それから炊事、なかなかこの食事というのが届かないものでありまして、こういうような物が必要になってくるわけであります。こういうような施設のことをいわゆる支援車両というふうに言っているわけでありますが、このような支援車両というのも、この危機管理意識が強ければ当然、準備すべきものだと思うわけであります。ぜひ、この危機管理意識の中で支援車両というようなものまで考えられるのか、られないのか、こういうことについてもぜひお伺いしたいと思います。

最後になりますけれども、この地域防災計画の第3章の第1節の組織計画の中に、(7)として機動隊というものが、本部長である市長の命令によって招集されるということが記述されております。この機動隊というのは、どういふのかと言いますと、緊急時に罹災者の救助と災害応急対策に当たる。こういうふうに述べられております。そして各事務分掌のほか、機動隊業務を行うのだ、こういうふうにまで示されておりますけれども、この方々

が平成11年夏の大雨のときに、古桜町・緑町あたりの大水に大変なご苦勞をしていただきました。それから今年の1月の大雪の除雪作業にも大変ご苦勞をしていただいたようでもありますけれども、この機動隊の方々の装備・資機材・服装、こういうものについて、あまり配慮がないような感じがしております。例えばこういう作業をするわけですから、ヘルメットとか安全靴・ゴム長靴・作業服・雨合羽・革手袋・車両、それから数を言えば切りがないのでありますが、最低でもこういうものは必要になってくるわけでもありますけれども、この機動隊の方々にこれらの物が貸与されていないような感じでありますけれども、ぜひ、この点についてもご検討をいただきたいと思えます。

まだまだ、この地域防災計画の中からお伺いしたい点はたくさんありますけれども、時間の都合もありますので、きょうはこの辺で終わりにしますが、よろしくお願ひいたします。

議長（中村菊雄君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） お答えをさせていただきます。

最初に、災害弱者である子供たち、児童・生徒が大災害に遭遇した場合の保護者への引き渡しでございますが、現在、計画には具体的なことは書かれておりません。今後、教育委員会・学校・保護者等と協議しながら対策を講じていかなければならないというふうになっております。

それから帰宅困難者でございますが、会社等の勤務などによりまして、勤務者等ということになるかと思いますが、各会社にも自衛消防組織というのがあり、会社の消防計画に基づきまして、年に数回は消防訓練を実施しているというふうになっておりますけれども、ご指摘の点につきましては、検討させていただきたいと思えます。また、会社内で発生した要救助者の救助、救出訓練も会社の消防計画に盛り込むよう、今後、指導をしていきたいというふうを考えております。地域消防防災計画は、現在、見直し中でございますので、防災ボランティア等の活動についても、先ほどもご質問がありましたけれども、盛り込んでいきたいというふうになります。

それから、林野火災の機材でございますパワーキャリアだとか、それから各種災害に活用できる大型の水槽車、車両火災、救助、救出に有効な資機材のインパルスなどにつきましては、非常に有効な資材だというふうになっております。財政上の問題等もございますので、広域消防の方と調整を図ってまいりたいと思っております。それから大型の水槽車につきましては、市が維持管理するのは非常に難しいかと考えておりまして、今後、広域消防との調整をしていく必要があるかというふうになっております。

それから、支援車両の関係でございますけれども、支援車両につきましては、現在、群馬県では前橋消防署に1台しかないということでございます。支援車両も必要だというふ



うに思いますけれども、それ以前に、まだまだいろいろと必要な機材もございますので、そういったものとの調整を図りながら充実を図っていかねばならないと思っております。

最後に、市の防災計画の中の機動隊の問題でございますけれども、現在は、防災倉庫に雨合羽と長靴・手袋等がございますので、それらによって対応している現状でございます。いずれにいたしましても、資機材、それぞれ有効なものでございますので、装備を図っていかねばいけないと思うのですが、財政上の問題等もございますので、そういったものと調整を図りながら、今後、整備をしていかねばならないというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 以上で金子勝治君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時1分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村菊雄君） 三好徹明君の質問を行います。

三好徹明君の登壇を願います。

（1番 三好徹明君登壇）

1 番（三好徹明君） 議長の登壇の許可が出ましたので、さきに通告してあるごみ分別収集体制について、2番、行政情報の管理と取り扱いについて質問をいたします。

まず、ごみの収集分別体制についてであります。現在、地球規模で環境問題が叫ばれ、化石燃料の代替えに失敗すれば、2050年には世界じゅうの平野部にある都市のほとんどが水没する可能性があると言われ、指摘されております。地球上の有限である資源を浪費することなく、再利用、再使用する技術と人間の意識改革は待ったなしの時を迎えたと言えると思います。藤岡市でもごみ焼却炉の改修が終わり、平成12年10月1日より資源ごみの分別収集等が始まりました。2月中旬、一般質問の調査を兼ね、新しい炉も稼働中の清掃センターを訪れました。センター職員の皆さんは、忙しく動きまわり、私の予告なしの調査で迷惑をかけたのではないかと申しわけなく感じたものでした。センターでは、職員の欠員などがあり、特に忙しいとの話を聞きました。後日、知り合いの病院の関係者から耳にしたのですが、責任者が入院した折、病院からパジャマのまま職場の清掃センターへたびたび様子を見に出かけ、抜け出していったそうです。真剣で熱心に頑張っている職員の

皆さんに対し、頭の下がる思いがいたしました。

さて、市内では、各行政区のそれぞれの分別集積場所で、推進員がごみ出しの指導監督に当たっております。地域によっては、推進員のほか、班長も参加したり、班の方々が当番制で立ち会っている所もあります。私の住んでいる芦田町でも16・17区長の指導のもと、住民の皆さんの理解と協力をいただき、班の皆さんが当番で順番に立ち会いを行っております。住民が現場に立ち会うことで、環境問題やごみの問題は一人一人の問題であるとの認識や意識が深まっていくようであります。私自身も議員として用事がない限り、毎週金曜日から7時から8時半までの1時間半、区内11カ所を自転車で見回り、当番の方々とごみ問題や分別収集について話をしながら、住民の皆さんの理解と協力を訴えております。今年は、特に雪が多く、寒さも厳しい中、班の皆様は足踏みをしながら寒さに耐えて頑張ってくださいいております。

昨年、藤岡市での分別収集に先立ち、ごみ分別先進地愛知県知多市へ市民クラブとして笠原議員とともに研修視察をしてきました。芦田町の当番の方々には、愛知県日本一の知多市の分別の取り組みの様子を紹介し、知多市でも全市民に徹底するまでに4年かかった。市民が腰を据えて辛抱強く取り組む姿勢を説明し、藤岡市のモデル地区として、皆さんの取り組みには意味があり、価値があるのだと住民の皆様にご協力をお願いしております。

さて、1点目として各行政区に対する分別指導の経緯についてお伺いいたします。

2点目として、70行政区の分別の取り組みの状況について、各区での様子をお伺いしたい。

3点目として、ごみ収集に当たって、集積場所に多くの問題点があるように私の経験で思われます。収集場所の一部が一般道路やあるいは幹線道路沿いのため、地区外の人と思われる人の時間外や指定日以外のポイ捨てなど、違反ごみが必ずといってよいほど見受けられます。集積場所での立ち会いの経験から、分別ごみイラストの説明など、わかりやすい看板兼掲示板の必要性を感じております。予算措置等をし、対応すべきであるかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、行政情報の管理と取り扱いについて伺います。午前中の質問で青木議員よりISOの提言がございました。サービスなどの質を向上させるために標準化が必要ではないか、そのようなご意見だったと私は受け取りました。職場は、市の職員の皆様の神聖なる仕事場であります。そしてその周りには、機密文書や非公開情報に囲まれて、日々事務をしているのであります。周囲には不特定の一般市民や営利を目的とした業者、または取材を目的とした多くの人々が出入りしております。知らぬ間に機密が漏れたり、紛失する危険の心配も、当然、あります。議員の私自身が各課や係を尋ねるときにも注意をして、カウンターがあるときは、そこでお伺いをするように心がけております。職員の方々が市民に対

する何気ない対応を、たまたま訪れた市民の方々が目にしたとき、あらぬ誤解や不快感、不信感を与える場合もあるかと思えます。全庁的に職員の心構えや対応、職場の環境づくりが必要だと感じております。

また、庁内の出先機関にもさまざまな情報紙などが配布されております。中には発行人の住所・氏名が明記されていない不特定多数に配られるビラや、折り込み情報紙なども見かけます。その中には、行政側から取材したと思われる写真・イラスト・文書・数字など、行政情報が詳細に掲載されていたり、市民が誤解を招くのではないかと懸念される内容や、市職員名や議員名などが明記されたものもあります。それらのチラシの内容に対し、市民の方からの問い合わせにも納得できる説明ができないものもございます。

そこで、庁内の情報管理、対応の一元化と面談、取材対応について、3点ほどお伺いいたします。行政事務の文書や情報の管理、お客様に対する面談や対応について、全庁的に今までどのように対応されてきたのか、また、庁内の市民に対応する各課の職場環境は、現在、どのような状況なのでしょう。そして、庁内で事実上、黙認され、配布されているチラシ類、報道紙には、現在、どのようなものがあり、過去、どのようなものがあったかをお伺いしたいと思います。

それから、チラシなど掲示、配布等の取り扱いについて、お伺いします。庁内や各出先機関に配布されたり、所定の・やカウンター・机などに掲載、もしくは置かれているチラシやミニコミ紙の取扱いは、だれがどのような判断基準で対応処理されているのか。また、公共施設としての市立図書館に「ふじおかNOW」というミニコミ紙が事務所に配布され、館内に置かれていたのを目にしたことがあります。取り扱いの理由とだれがどのような判断のもと、認めているかについて説明をお願いしたいと思います。

1回目の質問といたします。

議長（中村菊雄君） 市民生活部長。

（市民生活部長 塚越正夫君登壇）

市民生活部長（塚越正夫君） 三好議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の各区に対する分別指導の経緯についてご説明いたします。この件につきましては、各地区の区長と区長代理を対象に、10月からの収集形態の変更と新たな資源の分別回収の説明会を6月下旬にさせていただき、ご理解を得た上で、7月から9月にかけて、区ごとの住民説明会を開催させていただきました。また、各地区ごとに廃棄物減量等推進員へも9月下旬に説明をさせていただいております。各地区の説明会では、区長と調整をさせていただき、延べ113回の説明会を開催し、4,810人の出席をいただきました。これは市の全世帯数22.8%に相当いたします。

2点目の各行政区の取り組みの状況ですが、議員の言われるとおり、それぞれ区によっ

て対応が異なります。区民全員で当番制で立ち会って行っているところや、班長が交代で立ち会っているところ、また、区長代理までが交代で立ち会っているところ、区で推進員を増やして立ち会っているところなど、いろいろな対応がされています。いずれにしても、分別収集は、市民の皆さんの責任になりますのでこの点の理解をいただき、適正処理ができるように啓発をしていきたいと思っております。

次に、3点目の収集所の問題ですが、これも場所によって、きれいに管理されている所といつもごみが出されている違反ごみの多い所など、いろいろな状況が見られます。地域の人たちの努力によって、汚かった収集所がきれいになった例など、数多くあります。地域の人たちが自分たちの収集所という認識を強く持っていただき、ポイ捨てされないきれいな藤岡市になるよう、地域の皆さんが収集所の場所などを再検討し、考えていただければと思っております。ごみ問題は、社会が悪いかということではなく、私たちが私たちの行動でよくすることができる問題と思っております。

なお、議員の言われるものに相当するかはわかりませんが、収集所へのごみと資源の出し方のチラシを配布させていただき、また、このチラシと同じものを出し方の悪い収集所へ掲示できる看板としてつくる予定でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。回答とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 三好議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の行政文書の管理に関する今までの対応についてでございますが、行政事務の文書や情報管理につきましては、文書管理規程に基づき、整理、保存を行っております。また、本市では、平成11年度から情報公開条例をスタートさせ、市民の方々からの公開請求や相談に速やかに対応できるよう、文書の所在、保存期間などを明確にする措置をとっております。行政文書は原則として公開であり、対応の一元化ということで、市民相談室の一部に、市政情報コーナーを設置したり、カウンターのある所では、そこでの対応をしております。また、面談や応対につきましては、平等取り扱いの原則を旨といたしまして、市民の皆様へ接するよう、指導しているところでございます。

次に、2点目の庁内での応対に関する各課の職場環境の件につきましては、市民相談室あるいは各部署でのカウンターや応接場所で応対しておりますが、物理的な制約から担当者の席で応対せざるを得ない場合もございます。なお、業者等につきましては、事務室の中に入らぬようお願いしてあります。

次に、庁内に配布されているチラシ・報道紙にはどのようなものがあるかということでございますが、業者による職員への物資の斡旋チラシなどから、地方自治に関する情報紙

まで、内容・目的により実にさまざまなものがあり、すべては把握できないのが現状であります。

次に、庁内や出先機関に配布されたチラシなど、だれがどのような基準で対応処理しているかという件でございますが、原則として所属長、あるいは施設長において判断し、基準といたしましては、公序良俗、公の秩序や善良なる習俗に反しないか、業務の支障にならないかなどが基準となるわけであります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時18分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村菊雄君） 教育部長。

（教育部長 齋藤稔一君登壇）

教育部長（齋藤稔一君） 三好議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市立図書館にミニコミ紙の「ふじおかNOW」が置かれていることについてお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

同紙を図書館で取り扱った理由についてのお尋ねですが、この点については、三好議員もご存じかと思いますが、図書館の大きな使命として、基本的人権の一つである知る自由を持つ国民に資料と施設を提供することが重要な任務となっております。公立図書館の任務と目標の中に、地域資料として、それぞれの地域に関する資料の収集、提供は、図書館が住民に対して負っている責務の一つでもあります。そのため、図書館は、設置自治体の刊行物及びその地域に関連のある資料を網羅的に収集するほか、その地域にかかわりのある機関や団体等の刊行物の収集にも努めるとともに、その地方で刊行される一般の出版物についても、資料として扱うことになっております。そうしたことから、過去に図書館資料として扱ったことがございます。

次に、だれが判断し認めているかのお尋ねですが、地域資料として図書館長の専決事項として処理をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 2回目ですので、自席より質問いたします。

環境問題は、人類の生存にかかわる地球規模の問題であると同時に、我々が住む地方自

自治体の基本理念の大きな柱でなければならないと私は思います。議会は自治体最終意思決定を預かる責任があり、行政を束ねる市長とともに、住民福祉の向上という共通の大目標を目指す共通認識の上に立っております。ますます重要度を増すであろう環境現場の職員の皆様の取り組みを今後も期待いたします。

先ほどの私が提案した看板の件でありますけれども、それに具体的に同じかどうかわかりませんが、私の経験でいきますと、さまざまなごみが出されます。例を申しますと、プラスチック類の柔らかいものは、可燃ごみである。しかし、子供のおもちゃのような類でブロックのような固いものがあります。それを柔らかいか、固いかという判断は、その個人によってみんな違って来るわけです。ですから、その辺の可燃ごみであるか、不燃ごみであるか、これが現場でも推進員の皆さん、それから地元住民の皆さんも、せっかく寒い中を持ってきて、これは不燃です、いや、これは可燃ですと言って、持ち帰る場面をよく見かけます。この辺の周知徹底を環境に携わる課の方に今後とも努力していただきたい。そのためにも、私が提案した、現場に、先ほど配布されたというポスター類を一部張ってもみたのですが、なかなかその辺が統一的なものが必要であろうという認識を私自身は持っていますので、その辺のところもぜひ検討して対応していただきたい、そのように思います。

市長が日頃まぐら言葉に使っている「生活感動のある藤岡市」実現のためにも、一度市長ご自身で自転車に乗り、各行政区の取り組みについて体験視察されたいかがでしょうか。市民感情に直に触れることができ、市民の生の声が市政に反映され、市長の生活感動理念を広く藤岡市民に理解されると思いますので、ご提言申し上げます。

次に、情報管理等の掲示と配布についての2回目の質問でございますが、図書館に置かれているというミニコミ紙は、市役所内部にも定期的にこの2年間ほど配布されているということがわかっています。今年2月14日に発行された12号には、市職員の感想として、子供議会について、あら探しとか枝葉末節にかかわらず、本当の市議よりよほど立派ですねとか、藤岡市議会は子供議会よりひどいとか、市議は民主主義の寄生虫とか、藤岡市民が選んだ議員や議会を中傷誹謗している内容が含まれております。24人いる藤岡市議会議員全体に対する中傷誹謗と受け止めた議員の多くを代表してお伺いいたします。

平成9年6月3日、藤岡市市営住宅不正入居問題が発生し、市議会の百条調査特別委員会で当時の建設課長が採点に主観が入った、軽率であり間違っていたと陳謝した事件があります。発行人無記名、ふじおかNOW社の発行人物については、そのときの入居申請者で勢多郡に持ち家があり、元毎日新聞社藤岡通信部の記者であります。また、平成9年1月に発覚した万引き口止め汚職事件など藤岡市議が8人も逮捕された事件があります。当時、贈賄罪に問われた元市議より、恐喝の疑いで告訴されている人物でもあります。これ

は裁判等によって公になっている事実であります。先日、平成13年度の予算審議で、各種チラシや報道雑誌を丁寧に収集し、ファイルしていると議員に答えている執行部のことです。当然このことは把握していると思います。その人物がかつて地域ミニコミ紙「みかぼ」を発行し、口止め汚職事件の後、しばらく姿を隠し、平成10年12月より現在の「ふじおかNOW」を発行していることをご存じだと思いますが、そのような過去を持つ人物発行のミニコミ紙が庁内に配布されていることに対し、黙認してきた執行部の今までの見解をお伺いしたいと思います。2回目の質問といたします。

議長（中村菊雄君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） 2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

「ふじおかNOW」の関係でございますけれども、ただいま、いろいろと質問の中に過去の経歴等の話がございましたけれども、私どもといたしましては、そういった問題の中身について答える立場にはありませんので、答弁は差し控えさせていただきますが、例えばそれが、仮定の話で物事を申し上げてはいけないのですが、そういうことがあるかないかということとは別に、「ふじおかNOW」というのは一つのミニコミ紙だというふうにとらえておりまして、そのミニコミ紙の発行人がだれかということよりも、中身を見て、ミニコミ紙なのか、単なる怪文書的なものなのかということを見ていかななくてはいけないという立場にあると思います。したがって、発行人がだれかということよりも、問題なのは中身であるというふうを考えておりまして、我々としては、そのようなとらえ方をして、それが行政の情報として必要であれば資料として収集することはあるという考え方でございます。

議長（中村菊雄君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 3回目の最後の質問をいたします。

今、部長の方から、発行人がだれであろうとも、そのものが内容的に的確であれば、どういう場合でも取り扱っていく、そのように私は解釈したのですが、それで間違いがないと思いますね。つまり、発行責任者がだれか明確でないもの、あるいは、その人物が特定できないものであっても、藤岡市では庁内の中に行政情報としていろいろなものが配布されることを認めるというふうに私は受け取りましたので、今後、そのように対応させていただきたいと思います。

私たち公人は、市民に対し身辺が清潔でなければなりません。市民に疑念を持たれてはならない存在であるわけです。発行人の明記されていない、何度その場所に電話してもつながらぬ電話、これはちょっと言葉に誤解を招くかもしれませんが、幽霊新聞と言われなくても言いわけのできない怪しげな「ふじおかNOW」紙を公の場で取り扱うということは、市政に対する不信や市民にあらぬ誤解を招くおそれがあると私は思います。ある市民の方

から「李下に冠を正さず」という言葉をいただきました。これはスモモの木の下で帽子に手をかけ直したりすると、実を取っているのではないかと疑われるから、そういう行為はするなという例えであります。

また、「サンデージャーナル」という群馬の総合情報紙がございます。当然、執行部、藤岡市でもこの「サンデージャーナル」というものを資料収集として群馬県の情報紙ということで、恐らく入手されているかと思えます。この中で、藤岡市長の親族会社の独身寮が「ふじおかNOW」の電話設置場所として書かれております。設置年月日は平成10年11月25日とあります。その電話料金の支払いは、市長の後援会とも書かれております。「ふじおかNOW」創刊号、平成10年12月4日と極めてこの設置時期とが符合いたします。これは偶然なのでしょうか。そして、「ふじおかNOW」の創刊号には、藤岡市長と商工会議所会頭が、左右に顔写真入りで創刊おめでとうと祝辞を贈っております。

最後に市長にお伺いいたします。市長はこれらの事実をご存じの上、「ふじおかNOW」に対して祝辞を贈られたのですか。この「ふじおかNOW」の元毎日新聞記者が、口止め汚職事件やその他のさまざまな問題に関与しているということをご存じの上、祝辞を贈られていたのかお伺いし、最後の質問といたします。

議長（中村菊雄君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 三好議員の質問にお答えをいたします。

先ほど来、いろいろとご指摘があるようでありますけれども、しかし、私は創刊号に地域新聞としてこれからやりたいから、一言ごあいさつをとということでございますから、当然、そういう形の中で地域の中に、また、そうしたものがあるといことは、地域の皆さん方に、非常に情報紙としてよろしいのではなかろうかというふうにも判断し、私も投稿をさせていただきました。

ほかにもいろいろな団体がございますけれども、そうした要望があれば、私は市長としての立場で、また対応しているところでございます。あたかも私が塚本建設とどうだこうだという話がございますけれども、今、そうした関係にあるわけではございませんから、そのことについては、お答えする必要はございません。したがって、答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



議長（中村菊雄君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 三好議員の先ほど申し上げておりました、そういうことはすべて承知しております。それ以上のことをお答えする必要はございません。

議長（中村菊雄君） 以上で三好徹明君の質問を終わります。

次に、山田一友君の質問を行います。山田一友君の登壇を願います。

（18番 山田一友君登壇）

18番（山田一友君） 議長より登壇のお許しがありましたので、さきに通告してあります藤岡の西方に位置する日野地域から他町村へとアクセスする林道・県道、そして大量施肥の堆肥について質問させていただきます。

地域の発展は道からなり、文化の発展は人々の交流からなると言われるように、古き時代から、人間社会の基本的交通路として、我々の社会経済発展に伴って発達してきております。しかし、東御荷鉾林道のように開通間もなく、自然的な大きな災害に冒され、切断され交通不可能になることは、多くの損失と不都合を生じ、非常に残念でたまりません。今、藤岡上日野線も数カ所で狭窄地の道路拡幅工事が進められております。地域住民も心から感謝しているところでございます。さて、この幹線道路と他町村へアクセスできる道路と言えば、富岡万場線、東御荷鉾林道、名無村林道、奈良山線、ルーデンス三波川線、県道下日野神田線、市道高井戸線の道路がありますが、この中で道路として活用されているのは、富岡万場線、名無村林道、そしてルーデンスから三波川へ向かう道路であります。高井戸大沢線、この道であります。東御荷鉾線、奈良山高畑線については、今年度も予算づけしていただきましたが、全線整備となると多くの工事費がかかると思います。この2路線が供用できることにより、経済効果・流通効果・観光的集客が見込まれると思います。これらの整備完了、供用時期について、また、梶山よりルーデンス三波川線に向かう作業路の着手時期、またスーパー林道藤岡区域の整備の予定があるのか伺いまして、1回目の質問といたします。

議長（中村菊雄君） 経済部長。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 山田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、林道東御荷鉾線についてご説明いたします。東御荷鉾線につきましては、上日野・小柏を起点といたしまして、万場町との境界に位置する投石峠で御荷鉾スーパー林道と接続する幅員3.6メートルから4メートル、延長8,863メートルの林道であります。この林道が平成3年の台風21号による集中豪雨を誘因といたしまして、山腹の

崩壊が立谷に発生し、平成4年から復旧事業といたしまして県営事業及び市営事業によるボーリング調査や、計器による観測調査を開始するとともに、応急対策工事として、治山ダム工事、横ボーリング工事、道路線形のシフト等を施工してまいりましたところ、地滑り活動はしばらく沈静化しておりましたが、平成10年の台風5号及び平成11年8月の集中豪雨により、斜面崩壊が発生したため、通行不能となってしまいました。平成11年、平成12年にわたり、県行政事務所森林部が地滑り調査を実施した結果、地滑り対策工事といたしまして、平成13年度におきまして、県営事業により林道の上部と下部の2カ所に集水ボーリングを施工し、地下水の排除を行い、また市では、県補助事業で路面崩落箇所及び沢水の排水施設の復旧工事を計画しております。この工事完了後は、計器観測により地滑り等の問題がないか安全性を確認し、問題がなければ平成14年の4月ごろには、車両の通行が可能になるものと思います。

次に、林道奈良山線についてご説明いたします。奈良山線につきましては、奈良山の集落から山の尾根に向かって登っていく林道で、甘楽町との境界にあります炮烙峠につながる林道であります。工事の状況であります。国庫補助事業、県補助事業により、平成8年度から現在まで、継続して工事を行ってまいりました。改良工事の予定区間は、延長2,300メートルで、平成12年度まで5年間の工事完了延長は1,120メートルで、残りは1,180メートルとなっております。今後の工事区間につきましては、今までの地形と比較して、工事の容易な地形となっている関係から、従来よりも工事がはかどることが見込まれますので、終点の甘楽町境の炮烙峠まで約4年ぐらいで完成されると予想され、全線開通は、平成17年4月ごろになる予定であります。

次に、林道高畑線についてご説明いたします。林道高畑線は、高山の櫛山地区から上日野の坂野地区にあるルーデンスカントリークラブの東側付近に向けて整備し、高山地区から上日野を経て、鬼石町三波川を結ぶ計画であります。この事業につきましては、平成13年度から新規に取り組みを行う事業でありまして、平成13年度事業といたしましては、櫛山地区から上日野の坂野地区にあるルーデンスカントリークラブの東側付近まで、全長4,400メートルの区間を幅員4メートルに改良するため、ルート調査を行い、測量、設計及び一部の区間を工事着手する予定であります。完成見込みにつきましては、ルート調査、測量、設計を行うことにより、全体事業量等が明確になりますので、平成13年度の調査結果により、完成予定時期をお知らせできるものと思います。今後も地域における産業の振興と生活環境の向上を促進するため、各林道の日も早い完成を目指し、努力してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 都市建設部長。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 山田議員の質問の中のスーパー林道藤岡区域の整備予定についてお答えをいたします。

このスーパー林道は、現在、市道として管理されておりまして、藤岡市・鬼石町・万場町・中里村・上野村・南牧村及び下仁田町の1市3町3村にまたがる総延長67キロメートルでございます。このうち藤岡市の管理区間は8.6キロメートルでございます。ご質問の整備の予定でございますけれども、平成12年度事業として秋葉峠付近の350メートルと主要地方道富岡万場線との交差点付近100メートルの2カ所の舗装工事を発注してありますけれども、現在、路面の凍結により施工ができないため、繰越事業としております。路面の状況を見て、できるだけ早く工事をしたいと考えております。今後の予定でございますけれども、本道路の沿線関係市町村で組織する御荷鉾線道路推進協議会与協議しながら、また、県道昇格を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(中村菊雄君) 山田一友君。

18番(山田一友君) 2回目の質問でありますので、自席より質問させていただきます。市道ではないので、答弁もできる範囲でひとつよろしくをお願いします。

県道下日野神田線についてであります。この県道は印地の集落の終わるところまで整備されております。その先、栲山までの区間は、まだ未整備のまま四輪駆動車でなければ走れないほどの勾配であります。十数年前、改良工事が行われた後、いまだ工事の進捗もなく、だれしもこの道については、開設を願っているところであります。二千階段と土と火の里、そして日野谷の景勝地が回遊できることは、日野・高山の活性化につながるものであると思っております。新日野・高山基本構想でも言われているように、閉塞感があることも大きなマイナスイメージであります。早急な対策をしていただきたいと心から思っているわけでございます。また、県道上日野藤岡線の下日野渡牛地区バイパス化についてであります。この場所は、現状、道路の山側は切り立つような急傾斜の山を抱え、大変危険でカーブも多く難儀しているところであります。以前よりバイパスができないかと多くの方が望んでおります。バイパス化することにより、距離もよく短縮でき、安全で利便性も高く、景勝地蛇喰を生かせるものであります。県土木も構想されているようだと話に聞きますが、現在、どのような進捗状況なのか、知る限りお聞かせください。また、担当部の考えをお伺いいたします。よろしくをお願いします。

議長(中村菊雄君) 都市建設部長。

都市建設部長(須川良一君) 2回目でございますので、自席から答弁をさせていただきます。

まず、1点目の一般県道下日野神田線についてご説明申し上げます。当道路は総延長1

1.6キロメートルでこのうち印地から櫛山の間約1.2キロメートルが通行不能となっている状況でございます。当道路は、日野地区と高山地区を結ぶ唯一の道路であり、両地区の振興を図る上で非常に重要な道路であります。このような状況から、市としても毎年、県当局に対して早期に事業化していただけるよう要望しているところでございます。藤岡土木事務所の計画といたしましては、1.5車線道路、この1.5車線道路というのは、1車線道路と一定の区間ごとにすりかえ場所を設けた道路でございます。これの候補として早期事業化に向け調査費の予算要求をしているところでございます。市としては、今後においても県と連携して、当事業の推進を図りたいというふうに考えております。

次に、2点目の一般県道上日野藤岡線の黒石地区のバイパス構想についてご説明申し上げます。当道路は、日野地区を東西に縦断し、当地区の生活道路や通学路として利用されており、日野地区の人たちにとって欠くことのできない重要な道路でございます。しかし、近年における当道路の交通状況は、ゴルフ場利用者の車両や採石運搬等の大型トラック及びレジャー関係車両の交通量が増大し、危険箇所も多く、沿線住民の生活にも大きく影響し、交通安全対策がますます重要になっております。こういったことから、藤岡土木事務所では、地域要望も考慮し、危険度の高い所から地元地権者と関係者の協力をいただき、道路の改良を継続的に実施しております。現在、金井地区中倉・塩平間、岡本地区において道路の拡幅、歩道の整備を主とした交通安全対策事業を実施しているところでございます。

こういった道路改良事業の中の黒石地区におけるバイパス構想ですが、山側は急勾配のかけ地であり、工法的に非常に困難な所でございます。そういうことからバイパス構想が浮上しているところであります。現段階における藤岡土木事務所の事業計画としては、中倉・塩平間の事業終了後に当バイパスの事業化を検討したいとのことでありますので、市としても早期事業化に向け、強く要望してまいりたいというふうに考えております。今後とも地域の皆さんのご協力をいただき、日野・高山地区の交通安全と振興に力を入れてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 山田一友君。

18番（山田一友君） 3回目の質問をさせていただきます。

日野谷は、藤岡市の持つ自然の50%以上を占め、御荷鉾山・赤久縄山を源とした清流鮎川が絶えることなく多くの人たちに生活用水として、また、農業用水として恵みを与えてきました。この清流を守るため、小・中学生、地区住民も関心が高く、浄化のための取り組みをしております。また、市当局も合併浄化槽の普及に努め、家庭雑排水による汚染を取り除くため努力をしているところであります。一方、水の生産地とも言える山林も、

杉・ヒノキの素材価格の低迷や過疎化による担い手不足により、手の行き届かない林中にごみを捨てていく人もいることで、河川のみならず、山林にも監視の目を向けなければならない状況であります。自然の恵みである貴重な財産、清流鮎川をそして自然環境を次の世代に良好な形で引き継ぐ責任があります。そこで水質保全の関係上、お伺いいたします。

平成11年12月に地域環境監視員より環境課へ、地域住民が不安を抱いているため調査の依頼をした問題であります。平成11年11月ごろ、一日に数回深あおり中型ダンプ数台で幾日も搬送し、日野・箕輪地区にお茶を栽培するとして、コンボで4ないし5メートルの深さを掘り埋めたものが、どのような肥料であるのか、検査結果を伺います。これが第1点です。

第2点、お茶は杜仲茶というお茶だそうですが、現在、植栽の準備が進められている様子も見られないので、不思議に思っているところであります。施肥に当たって4ないし5メートルも掘って埋める必要があるのかどうか、その技術的な面と見解。

3点目として、今後、埋められたものが含蓄している場合、地下水に対し影響がないものなのか、ごく近くで沢水を生活用水として利用している方もいるので、水質の検査と監視を続行していく必要があると思いますので、お考えをお聞きし、質問を終わります。

議長（中村菊雄君） 市民生活部長。

（市民生活部長 塚越正夫君登壇）

市民生活部長（塚越正夫君） 山田議員のご質問にお答えさせていただきます。

この事件は、まず平成11年12月7日に実施しました環境美化監視員による清掃活動の折に、日野地区の監視員から日野箕輪地区にお茶を栽培するとのことで、埼玉県の業者が堆肥を持ち込んでいるが、臭いが強いので調べてもらいたい旨、サンプルを持参し依頼を受けたものであります。市の環境課では堆肥の検査はできませんので、藤岡保健福祉事務所の環境課へ伺い、堆肥の成分検査を依頼いたしましたが、成分検査については、検査対象の物質を特定した上でないと検査できないとのことであり、また、サンプルの堆肥を見るだけでは、産廃の判断はできないということでありました。その後の現地確認でわかったことですが、現地に埋められたものより程度のよいものがサンプルとされていたようでありました。この行為の概要を申しますと、株式会社ジャパンエコロジーが株式会社東和農商を仲介として、日野カントリーから土地を賃貸して、埼玉県知事の許可を持つ堆肥製造業の株式会社サイテックから堆肥を購入して高山茶の栽培をするため、施肥として12月1日より4台の株式会社サイテックの車両で1日4回の割合で運搬し、埋められたものであります。また、埋められたものは、株式会社サイテックから搬出された未成熟の堆肥になる前のものであります。

次に、お茶栽培の施肥に4、5メートルも掘って埋める必要があるかということですが、農業改良普及センターに照会したところ、深さ1メートルもあれば十分であり、非現実的であるとのことでありました。また、その後の状況では、事業の中止を指導しましたが、12月末日まで搬入されておりました。年が明けてからは、重機なども撤去され、その後はお茶の栽培事業の動きは見られない状況にあります。

3点目の地下水への影響にかかわる問題ですが、箕輪地区に3世帯が居住しておりまして、3世帯とも生活用水として井戸水を使用していますので、この点が心配される場所です。県でもこの点を考慮して箕輪地区内の地下水の分析検査を平成12年8月17日に実施していますが、その時点では、環境基準以下の結果を得ています。なお、今後においても、県では地下水の分析のための予算を計上しているところでありまして、市においても継続的な地下水の監視が必要と思いますので、今後とも県に対して継続的な検査をするよう依頼していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 以上で山田一友君の質問を終わります。

以上で発言通告のありました質問は全部終了いたしました。

#### 休 会 の 件

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。議事の都合により、3月14日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、3月14日は休会することに決しました。

#### 散 会

議長（中村菊雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時58分散会